

2017年10月25日

大胡田 誠 氏

[弁護士(弁護士法人つくし総合法律事務所所属)。全盲ながら司法試験に合格し、弁護士として活動する。障がいを持つ当事者として労働政策審議会などを通じて政府の政策形成に関与している。]

1. 全盲の弁護士として

皆さんこんにちは。ご紹介いただきました弁護士の大胡田誠と申します。

私は弁護士になって10年目を迎えました。弁護士といってもそれぞれいろいろな得意分野があります。刑事裁判をたくさん取り扱っている人もいれば企業の顧問弁護士もいる。私の場合は「町医者」の弁護士版の「町弁」という言葉がぴったりで、市民の皆さんにとって身近だけれど人生を左右するようなトラブル、たとえば離婚、相続、借金などの事件を扱っています。また、私自身が障がいを持っていることもあり、さまざまな障がいをお持ちの方からのご相談はかなり多く受けているほうではないかと思えます。

例えば数年前、こんな事件がありました。関東近辺に、家族が面倒を見ることのできない障がい者を、お金を払って本人の意思に反して閉じ込めておく施設がありました。この施設から逃げ出してきた人が違法な拘禁を受けたので裁判を起こしたいというご相談があり、実際に裁判をして、最終的には和解に至りました。ところが、この施設にはどうしてもそこから抜け出したいという人があと2人ほどいらっちゃって、我々が施設に乗り付けてそのお2人を奪還する、そんなアクションもどきの仕事をしたこともあります。

全盲の私は、弁護士として仕事をするうえで2つの工夫をしています。1つは便利なIT機器をできるだけ活用すること、もう1つは目の見えるアシスタントとうまく二人三脚をするということです。

裁判の資料や日々のスケジュールは、点字でメモを取ることのできる電子手帳のようなものを使って管理しています。また、iPhoneで画面の情報を声で読み上げる機能や、振動で時刻を知ることができる腕時計、物の色を声で教えてくれる機械なども活用しています。こうした便利な道具があるため、従来は視覚障がい者にできなかったことが現在はいろいろとできるようになってきています。

アシスタントの手助けも非常に重要です。私の事務所には目の見えるアシスタントが2

人いろいろな情報を教えてくれます。たとえば依頼者の方の様子がどれ位不安そうか教えてくれたり、裁判で使う証拠写真の人物の動作を私の身体で再現して誰が誰を殴っているのかといったことを教えてくれたりします。

私が弁護士の仕事をしていく上で一番大切だと思っていることは、依頼者の方との信頼関係を築くことです。弁護士になりたての頃は、これがなかなかできなくて苦労しました。というのも、弁護士のところに相談に来られる方は人生の絶体絶命のピンチに直面している。ところが自分を助けてくれるはずの弁護士の目が見えないとなると、依頼者の方は不安を感じられるわけです。そこで私は、依頼者の方に私が与える印象をうまくコントロールしたりそのお話をきちんと聴くために、いろいろ調べたり知人にアドバイスを求めたりしたのです。

そうした経験を積む中でわかったことは、もし誰かと話をしている相手がなかなか心を開いてくれないと思えるときは、自分のほうが変に構えていたりして、それが相手に伝わってそうになっていることが多いということです。かつては弁護士だから、かしこそうに振るまわなければならないとか、自信がありそうな態度を取らなければ、と思ってそのようにしていましたが、それでかえって依頼者の方の心を閉ざしてしまっていたのかも知れません。

今の私は、初対面の依頼者の方に会うとき、相手を信頼しよう、相手を理解しようと意識します。すると相手も目の見えない弁護士である私を信頼し、理解してくれるようになっていく、そんな気がいたします。

2. 私の現在そして生き立ち

次に少し私の家族のことをお話します。私は妻1人と子ども2人と一緒に住んでいます。うちは妻も全盲なのですが、子ども達は目が見えていて、目の見えないお父さんお母さんが目の見える子ども達を育てています。

(ここで一家の暮らしを記録したDVDを再生)

我が家は私も妻も目が悪いので、子ども達にはこれから先、いろいろ苦労をかけると思いますし、ほかの家庭では経験しなくてすんだような葛藤を経験させてしまうかも知れません。それでも、目の見えない親だからこそ教えてあげられることがあるのではないかと思っています。

それは、人生に立ち足らぬ困難から逃げない姿勢です。うちの子ども達にもきっと、これから先の人生でいろいろな壁にぶつかることがあります。そんなときに、できない理由を探すのではなく、できるための方法を探してみる。そうすると新たな地平が見えて、人生が面白くなっていく。そんなことを自分の子ども達に教えていきたいなと思います。

私は生まれつき先天性緑内障という目の病気を持っていました。これは成長するにつれて症状が重くなってしまうもので、私は小学校6年生の終わりごろには明るい暗いの区別もつかないぐらいの状態になってしまいました。

自分ひとりでは自由に歩くこともできなくなってしまった私のことを周囲の友だちがどんな目でみているのかがすごく気になって、同情されているのではないかとか思ったら、何だかそれまで仲のよかった友だちともだんだん距離ができてしまいました。そんな中、新しい場所で自分をやり直したくて、中学は東京の筑波大学附属盲学校に進学しました。

この盲学校の生活の中で、その後の人生を大きく変える1冊の本にめぐり合います。それは『ぶつかってぶつかって』という、私と同じように全盲の障がいを持っているけれど日本で初めて司法試験に合格して弁護士になった人の話でした。

私は全盲になってしまって、いろいろな可能性が閉ざされてしまったと思っていたけれど、それは自分の思い過ごしで、まだ自分の前には可能性が広がっている。その可能性を开花させることができれば自分で人生を変えていくことができるのではないか、そんな風に思わせてくれた本でした。

そして、弁護士になることができれば、周りのみんなよりも劣ってしまったと悩んでいるコンプレックスからも解放されるのではないだろうか。そう思って、大人になったら弁護士になるぞ、と決意をしたのです。

ですが、実際に弁護士になるまでにはさまざまな苦労がありました。まず、大学を受けるための教材はほとんど点字になっていませんでした。そのため、たくさんのボランティアの方をお願いして参考書や問題集を点字にしてもらったのです。また、全盲の私の受験は、ほとんどの大学で断られてしまいました。ところが、この慶應義塾大学は受験を認めてくださって、その結果私は何とか法学部に合格できたのです。

合格はしたものの、大学に通うための下宿探しが難航します。キャンパスの近くの不動産屋さんほどこも、火が出たら危ないとか、段差があつて危ないとかの理由で、アパートを紹介してもらえませんでした。結局、大学から2本電車を乗り継いで1時間ほどかかるところにやっと下宿が見つかりました。

入学して間もない頃、一般教養の授業の際に点字でメモを取っていたところ、「点字の音がうるさいという苦情がほかの学生から出ているから、教室の一番はしっこに席を移ってくれないか」と教授から言われたことがありました。そのとき私は、ここでも人と違う扱いをされるのかと、とても悲しくなって涙ぐんでしまいました。

ところが次の瞬間、教室のいたるところで私を弁護してくれる人たちが現れたのです。「君も同じ学生だから好きところで授業を聞く権利がある。」「うるさいと思う人がいるのなら、その人が席を動けばいい。」そんな声があがりました。そこからは授業そっちのけで大討論会になり、最終的には、大胡田君はどこに座ってもよい、うるさいと思う人がい

ればその人が動きましょ、そんな結論になりました。

この経験はとてつらかったのですが、一方で、自分が困っているときに誰かが弁護してくれることがどんなに大きな勇気を与えてくれるのか、身をもって感じた経験でもありました。そして、この経験が私の弁護士としてのスタイルを決めたような気がいたします。理解されなかったり差別されたりしてつらい思いをしている人たちの身近にいて、そんな人たちが勇気をもって一步を踏み出すことのお手伝いをしたい、そんなことを心から思った出来事でした。

司法試験は、大学4年の頃から受けはじめました。最終的に合格したのは29歳のときです。長い受験生生活の中では、もうだめだと思った瞬間が何度もありました。とくに4回目の試験は今年こそはとだいぶがんばって勉強したのに1次で落ちてしまいます。あんなにがんばったのに合格できないなんてもうだめかも知れない、と頭が真っ白になりました。

私はこのとき、今年も合格できなかった、もうどうしていいかわからなくなってしまった、と両親に相談したのです。すると、母がこんな言葉をかけてくれました。「迷ったときには、自分の心が温かいと感じるほうを選びなさい。」と。それで私は自分の心にもう一度がんばれるかと問いかけたのです。弁護士になって誰かのために働いている自分を想像すると、何だか心が温かく感じました。だからもう一度がんばってみよう、そう思って勉強を再開することができたのです。

皆さんもこれから先、人生のいろいろな局面で道に迷うことがあると思います。そんなときには、私の母のこの言葉がヒントになるかも知れません。人生に一つの答えというのではないのかも知れませんが、自分に向いている道というのは、何かそのことを考えるとワクワクするとか、優しい気持ちになれるとか、温かい感じがする、そういったものなのではないかと思うのです。

そのような励ましを受けて臨んだ5回目の試験で、ようやく私は合格できました。10年の受験生生活を振り返って、私はこう思いました。それは、夢や希望を持って進んでいくと、必ずどこかの段階で「もうだめだ」と思う瞬間がある。しかし、それは実はその夢や希望に一番近づいた瞬間なのだ、ということです。

私の場合は、4回目の試験で不合格になってしまったときに「もうだめだ」と思いました。しかしそのときには、たぶん自分の実力は合格まであと一步のところに来ていたのです。そこであきらめずに一步を踏み出したからこそ、今こうして皆さんの前に立ってお話をできているのだと思います。

3. 障がい者差別解消に向けて

さて、残りの時間では、わが国の障がい者のことや障がい者に関する法律のことについてお話をします。

日本で一番多い名字は佐藤さん、鈴木さん、高橋さん、田中さんです。佐藤さんと鈴木さんが約200万人ずつ、高橋さんと田中さんは約150万人ずつぐらいいるそうなので、佐藤、鈴木、高橋、田中を全部合わせると約700万人ということになります。一方、日本に障がいを持っている方は860万人ぐらいいます。つまり、日本中の佐藤さん、鈴木さん、高橋さん、田中さんを合わせた数より多いのです。

皆さんのまわりで人が何人か集まると、その中に佐藤さん、鈴木さん、高橋さん、田中さんが1人ぐらいいることが多いのではないかと思います。それなら、人がそれと同じくらい集まったときに1人くらい障がいを持った方がいてもおかしくないはずですが、実際には人が何人か集まっても障がい者が入っていることはほとんどありません。

これは、日本の社会の中に障がい者が活躍することを拒むバリア（壁）が残っているからではないでしょうか。建物や交通機関の物理的なバリアもあるでしょうし、健常者の心の中のバリアということもあるでしょう。

日本の街、とくに東京など都会の街では、バリアフリーが世界的に見てもトップクラスに進んでいます。逆に、海外の街に行きますと歩道がでこぼこだったり至る所に段差があったりすることが多く、障がい者はさぞ住みにくいのではないだろうかと思います。

一方で、海外、たとえばアメリカのグアムでは、私のような障がい者も健常者と同じようにスカイダイビングを楽しめました。また、ドイツに行ったときにホテルのバスルームのシャンプー・リンス・ボディソープのボトルの区別がつかずに困ってフロントに相談したところ、すぐに手で触ってわかるように輪ゴムやクリップでしるしをつけてくれました。欧米ではこのように、障がい者へのささいな心遣いが自然に気持ちよくできる、心のバリアが非常に低いということを感じました。

日本は建物や交通機関の物理的なバリアフリーはとても進んでいるのですが、この心のバリアというところではどうでしょうか。例えば私と妻が、まだ結婚前でしたが盲導犬を連れて喫茶店に入ろうとしたところ、犬は入れませんと言われて入れてもらえませんでした。（注：補助犬法によって、現在では飲食店などに盲導犬・介助犬・聴導犬の受け入れが義務付けられています。）日本ではまだ心のバリアというものがかなり残っているように思えます。

昨年4月からは障害者差別解消法という法律が施行されているのですが、私はこの法律によって日本の社会に残っている心のバリアがなくなっていけばいいな、なくしていかなければならないな、と思っています。障害者差別解消法の第一条では、障がいを理由とする差別の解消を推進することによって、すべての国民が障がいの有無によって分けへだたれることなく、相互に人格と個性を尊重しあう、そのような共生社会を実現することが目的であるとされています。この法律には2本の柱があります。

1 本目の柱は、障がい者に対する不当な差別的取り扱いの禁止です。たとえば、先ほど

お話しした不動産屋さんが火が出たら危ないとか段差があって危ないからといって障がい者にアパートを紹介しないのは、現在では不当な差別として禁止されるでしょう。

もちろん、不動産屋さんも、障がい者を困らせてやろうと思ってやっているのではなく、むしろ障がい者のことを知らないからそういうことになるのです。ただ、私の感覚から言うと、障がい者とくに視覚障がい者は、健常者よりも火には慎重なくらいです。考えてみれば当たり前ですよ。目が見えないのに火が出たら自分が危ないのですから。また、視覚障がい者は段差があったとしてもすぐに場所を覚えますし、かえってその段差が目印のかわりになって便利ですらあります。

法律ができて、一気にこうした状況が改善するとは思えませんが、これが健常者と障がい者の対話のきっかけになるのではないかと私は期待しています。いまの例で言えば、不動産屋さんはまず障がい者に「火は危なくないですか。」「段差は大丈夫ですか。」と質問してみるべきなのです。そして障がい者の側も、「私は生活訓練を受けていますから火は大丈夫ですし、段差の場所もすぐ覚えてしまうので大丈夫です。」というように相手に説明して不安をなくすべきなのです。

法律があろうとなかろうと、魔法の杖のように「明日から差別がなくなります。」というような方法はありません。このような個々の対話を積み重ねることによってはじめて差別はなくなっていきます。

障害者差別解消法の2本目の柱は、公共機関と民間事業者に対して、合理的配慮の提供を義務付けたことです。合理的配慮とは、障がい者が健常者と平等に社会に参加するために必要な手助けや設備の改良などで、提供する側にとって過重な負担のないものとされています。たとえば、先ほどのドイツの話でホテルのスタッフがシャンプーやリンスの区別がつくようにしてくれたことは合理的配慮の提供です。

ほかにもたとえば大学の入学試験を点字で受験することを認めるとか、銀行の窓口で代読や代筆のサービスを提供するとか、お店の入り口に段差がある場合にスロープを渡して車いすでも入れるようにするとか、そういったことを行う義務がこの社会にはあるとされたということです。

私はこの意味はすごく大きいと思います。飲食店などで補助犬を連れた障がい者に「入れません。」と言うような、障がい者を積極的に排除することではなく、不作為、つまり配慮を行わないことも差別になるのだと、そういう時代になってきたということです。

ですがやはり、法律が変わったからと言ってすぐに世の中から差別がなくなるというわけではないと思います。大切なのは皆さんの心が変わることなのだろうと思っています。

私たちは、自分と違う存在、たとえば健常者にとっての障がい者、あるいは日本人にとっての外国人など、自分と立場の違う存在に出会ったときに、どうやって相手を理解してよいか悩むことがあります。でも、まずは相手のことを思ってみる、考えてみる。する

と、そこに「心」が生まれて、相手のいろいろなことを感じるようになるのではないかと思います。

今日受講して下さっている皆さんが、これから先、障がい者や外国人、ホームレスの人など自分と立場の違う人のことをたくさん考えて、たくさん思って、豊かな心を身につけ、そして豊かな人生を歩んでいって頂きたい、そんな願いを込めて本日の私の講演を終えたいと思います。

<文責：全労済協会調査研究部>